

仕 様 書

1. 適用範囲

本仕様書は佐渡市（以下「甲」という。）が募集する佐渡市海の家さわた活用業務について適用するものであり、受託者（以下、「乙」という。）は、これに基づき履行するものとする。

2. 業務委託期間 契約締結日から令和9年4月30日

3. 履行場所 佐渡市海の家さわた（佐渡市 河原田 地内）

4. 業務内容

(1) 受託者の主たる業務

自身が有する技術及び能力等をもって海の家さわたを活用し、地域の活性化及び観光の振興に資する事業及び佐和田海岸におけるマリンスポーツに関する事業を計画し、佐渡市と協議の上、これを実行する。計画の実行により得られた利益は、業務受託者の収入とする。

なお、業務実施の際に海の家さわたの内部改修を必要とする場合は、佐渡市に必要書類を提出し審査及び許可を受けたうえで、受託者の負担で行うものとする。

なお、改修した箇所については契約期間終了後に原状回復を原則とするが、佐渡市が原状回復を不要と判断した場合はこの限りではない。

(2) 補助業務

業務受託者は、主たる業務に付随して下記の補助業務を行う。

①佐渡市が所有するシーカヤック及びスタンドアップパドルボード(以下「シーカヤック等」という。)を佐渡市公認マリンスポーツインストラクターの資格を有する個人または団体に対して貸出及び返却受付を行う。

②佐渡市が所有するシーカヤック等の物品を適切に管理すること。

③施設の清掃業務

※清掃用品は佐渡市が支給する。

※清掃範囲は施設全体とするが、指定海水浴場開設期間中は下記の範囲を除く。

(1階廊下、トイレ、更衣室、階段、2階監視員室)

5. 業務実施のために使用できる施設内区域

受託者が業務実施のために使用できる区域は、下記のとおりとする。

1階：交流スペース、厨房、トイレ

2階：休憩室

6. 業務受託者が負担する費用

(1) 主たる業務の計画及び実施に係る費用

(2) 行政財産目的外使用料

(業務実施のために受託者が使用できる区域のうち、実際に使用する区域の面積分)

(3) 光熱水費

【電気料金】

従量電灯：1日当たりの平均電気料を算出し、営業日数の3分の1の平均電気料金を負担する。

(基本料金と超過料金 3 分の 2 は佐渡市負担とする。)

低圧電力：電力量料金を負担する。(基本料金は佐渡市負担とする。)

【水道料金】

1 階水道系統の 10 m³を超過した分の料金を負担する。(10 m³までの料金は佐渡市負担とする。)

(4) 施設の修繕費

受託者が業務実施のため改修を行った箇所において、破損等が発生し修繕を要する場合は、受託者の費用負担にて該当箇所の修繕を行う。

令和 8 年 3 月 23 日以前の状態から形状変更が無い箇所において、破損等が発生し修繕を必要とする場合は、佐渡市の費用負担により修繕を行う。

7. 疑義

本仕様書に記載のない事項または業務上疑義が生じた場合、乙は速やかに甲と協議のうえ、その指示に従うものとする。時期を失して手戻りにならないよう注意すること。

8. 問い合わせ先

佐渡市役所 観光振興課 企画調整係 (電話：0259-67-7602)